



Miyagi Prefectural Government

令和5年度第1回仙台市障害福祉サービス事業者等集団指導
宮城県保健福祉部障害福祉課

サービス管理責任者等に係る研修について

1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6ヶ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	①実践研修の修了者 又は ②平成30年度までの旧研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

(例) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

(厚生労働省告示)

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一) 相談支援の業務 <small>日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</small> <small>〔告示一イ(1)(一)〕</small>	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者 b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。 c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者 d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者 f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上ある者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	3年以上	5年以上	特区は令和3年3月31日廃止
	(三) 直接支援の業務 <small>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</small> <small>〔告示一イ(1)(二)〕</small>	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者 c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者 d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 e 特別支援学校等の従業者 その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことを使う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1)社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)。
- (2)保育士。
- (3)児童指導員主任用資格者。
- (4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)			
			国家資格保有者*	有資格者 ※3	それ以外の者	
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに障害がある者) 又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	8年以上	
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。				
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者				
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者				
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
		ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務 〔告示一イ(1)(二)〕				(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者				
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
(5) 学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

*1 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等*2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

*2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者を言う。

*3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員主任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援
管理責任者として従事できません。**

(例外1)

令和4年3月31日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から3年以内に限ります。）

(例外2)

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

(例外3)

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等配置する場合は、事前に仙台市へ相談すること】

※後ほど「4 制度改正」で御説明

3 令和5年度の研修

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）

研修名	募集期間	実施時期
基礎研修	令和5年9～10月 (予定)	令和5年12月 (予定)
実践研修	【募集終了】	第1回 令和5年9月12,13日 第2回 令和5年10月10,11日or 令和5年10月12,13日
更新研修	【募集終了】	令和5年7月25日～27日 のうち1日間

(2) 指定研修事業者による研修

実施事業者：株式会社中川（東北福祉カレッジ）

研修名	募集期間	実施時期
基礎研修	【募集終了】	令和5年7月11,12,18,19日
	【募集終了】	令和5年9月5,6,7,8日
	令和5年9月1日～ 令和6年1月28日	令和6年2月13,14,15,16日

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

(1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

(2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合には、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

①実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

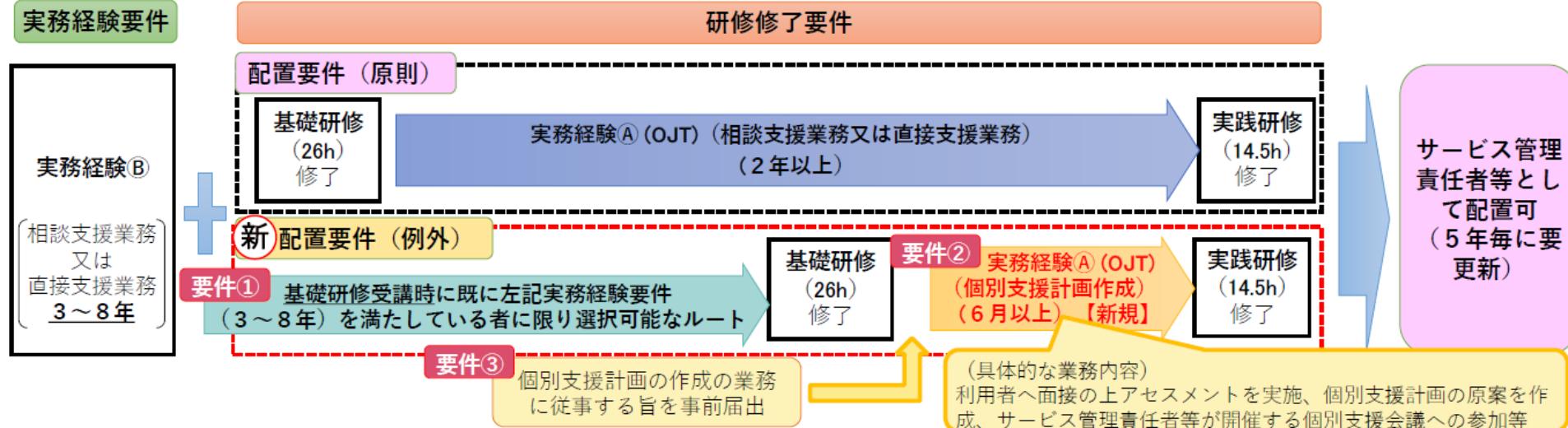
- 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実務経験Ⓐ(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件Ⓑ（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

（施行日前の実務経験Ⓐ(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

**個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出**を行っている（又は予定）

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

②やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由** (※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② **サービス管理責任者等が欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ **サービス管理責任者等が欠如する以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

要件①

実務経験要件

実務経験

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、
1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能
(現行どおり)

新

研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如
以前に修了済み

要件②

サービス管理責任者等が欠如する以前から
当該事業所に配置されている者

要件③

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
サービス管理責任者等とみなして従事可能 **【新規】**

期間経過後、継続して
サービス管理責任者等と
して配置するには、配置
要件における研修修了要
件（**実践研修まで修了**）
を満たす必要あり

サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に**基礎研修を修了済み**である

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）
みなし配置可能